

# 反戦情報

2019・2・15 No.413

2001年2月9日第3種郵便物認可 第413号  
2019年2月15日発行 (毎月1回15日発行)

## 「3・1朝鮮独立運動」から百年をどうみるか



「3・1独立運動」で暴動が発生した都市と規模(左)／韓国の「3・1運動」レリーフ(起ち上がった学生たちを弾圧する日本官憲)(右)

〈巻頭言〉  
国家・社会の骨格崩す－安倍政権の基幹統計不正 2

〈インタビュー〉  
=出水薰・九州大学教授に聞く=  
朝鮮植民地支配の歴史、改めて考える  
－朝鮮独立めざす「3・1運動」100周年によせて－ 3

〈岩国から〉  
辺野古埋立て承認撤回(取消し)の行政法問題(下)  
－国は原状回復義務あり－甦る岩国「海の裁判」高裁判決－  
本田 博利 9

〈講演〉  
市民のチカラを引き出す選挙!  
－市民連合やまぐち総会で西郷南海子さん(ママの会)講演－ 12

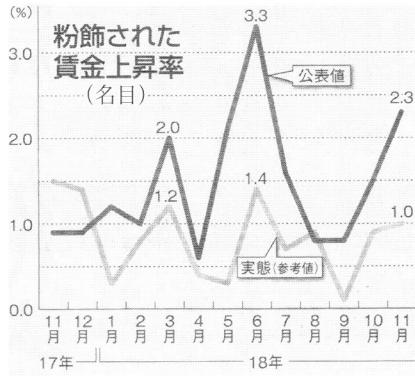
〈論壇〉  
大学生の経済生活と民主主義  
永山 茂樹 16

〈映画の世界195〉  
『愛と法』  
鈴木 右文 19  
編集後記 19

「毎月勤労統計」など56基幹統計の4割に手抜きや改竄などの「不正調査」があつたことが発覚。ことは、国家・社会、国民生活のありように関わる深刻な問題だ。

2004年に始まつたとされる「毎月勤労統計」の「不正調査」。

不正と批判されているのは、厚生労働省が所管して勤労者の賃金や労働時間などを調べるこの調査で、従業員500人以上の事業所は全数調査がきめられているにもかかわらず04年以降、東京都分は約3分の1の抽出調査、しかも、18年1月から密かに「全数調査」と同様の結果を得るための「デ



タ補正」をはじめていたからだ。この「不正調査」でなにが起きたのか？ まず問題なのは、勤労者の雇用保険や労災保険、船員保険の「過少給付」が発生したことだ。というのは、04年～17年にかけて比較的賃金が高い東京都の大規模事業所の調査数が減つたことで本来より低い賃金水準の結果がでたため、この統計を元にしてこれららの保険の給付水準がきまるか

ところが不正発覚を受けて急速に「2・8%増」に修正したのだ。なぜ、こういう「嵩上げ」が起きたかといえば、今回発覚した「不正調査」によるデータを本来の「全数調査」に近づけるための「デ

## 〈巻頭 言葉〉

# 国家・社会の骨格崩す ——安倍政権の基幹統計不正

らだ。「過少給付」の被害を受けているのはのべ2000万人強、総額567億円にものぼる。

逆にいえば、この「調査不正」によって、もつとも経済的に困窮している失業者や労災被害者などから巨額の給付金をだまし取つたに等しいのだ。「消えた年金」ならぬ「消えた給付金」問題なのだ。次に問題なのは、「賃金上昇率

タ補正」を18年1月から密かにはじめたからなのだ。データ補正をしていない17年分と比較したため、補正した18年1月以降の名目賃金伸び率が実際よりも高くなるのははつきりしている。これが偽装でなくて何を偽装とよぶか？

しかも、こうした賃金の「意図的嵩上げ」とも言うべき人為的操作だけではない。対象事業所の「入れ替え」が18年からはじめられ、

「不正調査」発覚前に公表された18年6月の(前年同月比)名目賃金上昇率は「3・3%増」で、厚労省は「21年5ヶ月ぶりの賃金伸び率」と強調していた(図参照)。なぜ、こういう「嵩上げ」が起きたかといえ、今回発覚した「不正調査」によるデータを本来の「全数調査」に近づけるための「デ

タ補正」を18年1月から密かにはじめたからなのだ。データ補正をしていない17年分と比較したため、補正した18年1月以降の名目賃金伸び率が実際よりも高くなるのははつきりしている。これが偽装でなくて何を偽装とよぶか？

そもそも、こうした賃金の「意図的嵩上げ」とも言うべき人為的操作だけではない。対象事業所の「入れ替え」が18年からはじめられ、

「全部入れ替え」から「一部入れ替え」方式に変更して、賃金水準が相対的に高い事業所の比重を引き上げる「操作」もなされたのだ。厚労省は、同じ調査対象で比較した数値を「参考値」として示しているが、それによれば18年6月は「1・4%増」となり修正後の公示値「2・8%増」の半分でしかなかった(図参照)。「実態(参考値)」だが、政府の責任者が「今世紀に入つて最高水準の賃上げが継続」(安倍首相)などと、まだ宣う始末だ。「アベノミクスの効果」喧伝のために国家統計も偽装・利用する輩に政権は任せられない。

こうしたデータ偽装をもとにした「消費増税」など、もつてのほか。勤労者の所得減で消費不況を促進させ景気後退に拍車をかけるのは必定だからだ。

それにしても、国の統計職員をリストラし、6241人から1940人へと激減(04～18年)させた政府の責任も重大だ。法で定められた「全数調査」を事实上、不能にしたのだから。

(編集部N)

II 出水薰・九州大学教授に聞く II

# 朝鮮植民地支配の歴史、改めて考える

## —朝鮮独立めざす「3・1運動」100周年によせて—

### 【質問事項】

1. 昨年10月30日に韓国大法院（最高裁）が韓国人徴用工強制労働に関する元徴用工4人の訴訟について、原告勝訴・被告新日鉄住金敗訴（損害賠償各1000万円支払い）を言い渡しました。これに引き続いだ、11月29日、同様の2件の訴訟で被告三菱重工業（名古屋／広島）の上告を棄却し、原告10人の勝訴（各人に800～1000万円支払い）が確定しました。

これに対して、日本政府は「請求権問題は1965年の日韓請求権協定で『完全かつ最終的』に解決した」、「(判決は)日韓関係の法的基盤を覆す」と批判。被告の日本側企業も、原告側との話し合いを拒否するなか、新日鉄住金の韓国内にある資産の

差し押さえが1月3日、大邱地裁浦項支部で認められました。

これら徴用工訴訟問題をめぐつて、日韓関係は急速に悪化していますが、まず、この問題をどのように評価しているか、お考えをお聞かせいただけますか？

2. この問題と連動するかのようにな、昨年12月20日に発生した韓国海軍駆逐艦による海上自衛隊P1哨戒機への火器管制レーダー照射問題がクローズアップされています。また、これに先立ち韓国での国際観艦式参加の海自護衛艦に対する旭日旗掲揚自肃要請を防衛省が拒否、帰国するという「事件」も起きていて破滅の道をたどります。

こうした歴史のなかで、朝鮮民族が大日本帝国の植民地支配に抗する一大独立運動として展開した「3・1運動」の意義を、明治維新以降の日本の対朝鮮政

3. ところで、来月1日は、日本の朝鮮植民地支配からの独立をめざした「3・1運動」の100周年になります。

朝鮮・満州支配をめぐる日清・日露の両戦争の勝利をへて天皇制・明治政府は、1910年に「日韓併合」＝朝鮮植民地化を强行、植民地・台湾をも領有した大日本帝国を形成し、これら植民地を踏み台にして中国アジア大陸・インドシナ・太平洋諸国への侵略を拡大、15年に及ぶアジア・太平洋戦争へと突入して破滅の道をたどります。

同様に、徴用工問題にしても、植民地支配の歴史をまともに踏まえた議論ではなく、「勝手に日本に出稼ぎに出てきた半島出身の労務者」として描き出そうとする傾向が強くあります。こうした誤った歴史観の拡大をどのように評価し、どう克服

策の内実を含めて、私たち日本人は改めて考える必要があるのではないかでしょうか？

明治の昔から、日本人は朝鮮を「文明から取り残された、遅れた国、民族」として蔑視し、朝鮮への侵略を「遅れた国を開化してやる」「近代化を助けてやる」といった「恩恵を施す」ものと

して本質を隠蔽、美化してきましたが、近年、歴史修正主義者の跳梁跋扈が拡大する中、いつそうその傾向は強まっています。



射問題については、事実関係としてわからないことが多いので、ここではあれこれ論評するには差し控えます。

今日は、「反戦情報」の読者の皆さんに考えてもらうために、3つの観点からお話をしたい。

## ■「日韓関係」は悪化している? 「政府間関係」が全てではない

していけばいいか、お考えをお聞かせいただけますか?

(出水) 日本語のメディアが、韓国人元徴用工への韓国大法院判決に対して安倍政権が強く反発を示し、日本の政府間関係が非常におかしくなっているという印象を強く与えているなかで、海上自衛隊哨戒機と韓国海軍艦艇の間の「レーダー照射」問題が生じました。このことで事態が一層悪化しているようにマスメディアが報じています。

個別の出来事、例えば徴用工の判断を巡つてはすでに、長らく日本で強制動員などの裁判に携わってきた弁護士などによる解説がなされていましたし、海自哨戒機へのレーダー照

一点目は、そもそも、こういう形で日韓の政府間関係が「悪くなっていること」が果たして「日韓関係」としての問題なのか、安倍政権のアジアに対するスタンスの問題なのかを考える必要があるということです。

今、マスメディアは、例えば「人口減少」や「TV離れ、新聞離れ」などの要因で経営的に非常な苦境に陥っています。雑誌や書籍も同じです。「活字離れ」が甚だしく、もちろん、市場も縮小しています。

### ●「嫌韓」「反中」日本の消費層と安倍支持層は重なる

そうした中でここ10年ほど、問題になつているのは「嫌韓」、「反中」

本と呼ばれるものです。ヘイトスピーチまがいの、アジア近隣諸国に対しての、敵対的で情緒的な、煽り立てのような、あまり論理的でもなく、事実や根拠においても非常な疑問を持たざるをえない書籍や雑誌（そのような特集）が売られています。そして売ることによって、それが繰り返されています。これはある種、營利企業としての出版社、あるいは、それらの広告などに依存しているマスメディアの、「生き残り戦略」で、それらの広告などに依存しているマスメディアとしての「生き残り戦略」であります。いわゆる「大手新聞」に対するスタンスの問題なのです。

今、マスメディアは、例え「人材不足」や「TV離れ、新聞離れ」などの要因で経営的に非常な苦境に陥っています。雑誌や書籍も同じです。「活字離れ」が甚だしく、もちろん、市場も縮小しています。

越えて、安倍首相は、ネット上の支持層に対して「ある種のポーズ」を取ります。先日の文在寅・韓国大統領の年頭会見の際、NHK記者が質問したことに対する回答に見られるように、いわゆる「大手新聞」の「生き残り戦略」であります。いわゆる「大手新聞」に対するスタンスの問題なのです。

そのようなグレーな、これまでの延長線上にあるような「おさめ方」をしないという姿勢を示してきたように思います。

であるならば、今、問題になつてゐる事柄は、日韓の政府間の問題ではありません。一方で、安倍政権の対韓国政策、ないしは対韓国外交政策の問題なのです。ではないでしょうか。しかし、こうした論じ方は、日本語のメディアでは、現在のところあまり見られない

## ●「経済回復」の実績、実はなく「外交で得点」演出したい安倍

そもそも安倍政権は、2012年に復権してから、経済に力点をおいて、何事かを成し遂げるかのように語つてきたけれども、そのような目標は、いずれも達成されていません。今後もむしろ、消費税増税を含めて厳しくなることが予測される中で、少なからぬメディアが指摘しているように、外交において「得点をあげられる」かのように演出しようとします。

もちろん、その「外交」にしても、日露交渉が示すように、うまくはいつていないのでですが、外交において自ら「実績」をあげうるかのように演出し、注目を集めている以上、対韓関係において「弱腰」を見せるわけにはいかないのでしょう。とりわけ自らの強い支持基盤と目される「嫌韓派」にアピールするために、これまでの経緯、やり方を超えた强硬姿勢を示すという脈絡で、今回の事態に立ちいたつているのではないかと思います。このことを、まず意識する必要があります。

韓国政府側が述べているように、曲がりなりにも三権が独立していて、司法権が自律的に判断したことについて行政府がやれることは限定されているし、それはウソでもなんでもありません。にもかかわらず、そのことを同じ行政府として理解し、どのような解決方法がありうるのかと

いうことを協議する前に、まさに強硬に反発してみせるということが何故おこるのか？ つまり国内的に安倍政権の置かれている状況について、まず以上のように確認しておく必要があると思います。

## ■「3・1独立運動」100周年——日本・朝鮮半島の関係史を改めて考える

二点目は少し歴史的、長期的な視点から考えてみるとあると思うのですが、おそらく、「反戦情報」の読者であろうとも、1980年代、少なくとも90年代以降、継続して出てくる、例えば「従軍慰安婦」をめぐる「問題」や、それに対する韓国側の態度などについて、「どうしてこんなに長く続くのか？」、「決着がつかないまま、いつまで続くのか？」

と思っている方々が、実は大勢いらっしゃるのではないかでしょうか？ そもそも何故そういう事になつているのかということについて、歴史的に見て行政府がやることは限定されのかということについて、歴史的に見て行政府がやることは限定されているのかということがあります。しかも今年は、「3・1運動」100周年です。韓国憲法の前文には、「3・1運動」の精神と「大韓民国臨時政府」——

亡命者たちによって中国の上海でつくられたものですが——を受け継いで韓国が成立したと書かれています。今年は、まさにそこから100年目なのです。だから今年は、大きな節目であって、韓国側も日本との関係を歴史的に考えなおす年となります。

私たちも同様、これまでの関係を歴史的におさえて現状を把握する必要があります。日本はポツダム宣言を受け入れて連合国に敗北しました。「ポツダム宣言」には「カイロ宣言」は実行されなければならぬと書かれています。「カイロ宣言」には、朝鮮を独立国に戻すということが示されています。日本はポツダム宣言を受け入れて連合国に敗北しました。「ポツダム宣言」には「カイロ宣言」は実行されなければならぬと書かれています。「カイロ宣言」には、朝鮮を独立国に戻すということが示されています。したがって、「ポツダム宣言」を受け入れるということは、植民地朝鮮が独立することを認めるということでもあつたわけです。だから、「ポツダム宣言」および「カイロ宣言」を受け入れた側としては、過去をきちんと整理して、新たに独立を回復した朝鮮半島の政府と関係を結びなおすということが必要だつたわけです。

## ●「合法」形式で独立国家＝「大韓帝国」の主権奪つた日本

1910年に「韓国併合」が行われました。大韓帝国という独立国の皇帝が、その統治権を大日本帝国天皇に移譲するという、形式的には「合意に基づく」とされる条約によつて日本は併合したことになつてゐる。しかし、ある統治者が自らの統治権

を他の統治者に譲るということは、常識的にはおこりえないことです。事実上は、日露戦争後の「保護国化」の延長線上で強行された併合なのであります。独立国家・主権国家としての大韓帝国を併合するという、非常に無謀なことをやつたわけです。それが植民地支配の開始です。

## ●「米ソ冷戦」で半島に「2つの国家」「過去の清算」サボる

ところが、「米ソ冷戦」によつて、日本は併合したことになつてゐる。

朝鮮半島に2つの政府ができてしまふわけです。日本は、ある意味で、大日本帝国の過去を清算することなく、片方が「敵」になり、もう一方が「味方」になります。もちろんその「味方」は、アメリカ合衆国との関係を介して「味方」と位置づけられる。「敵」とされたのは朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)、「味方」とされたのは大韓民国(韓国)です。だから冷戦下において、今回問題になつてゐる日韓基本条約、請求権協定が結ばれたのも、アメリカのアジア戦略に合致するよう——



「3・1運動」の起点となつた高宗の葬儀

ベトナム戦争の最中でもありましたから——日韓を協力させるため、アメリカの強い働きかけの下で実現されました。かつ日韓基本条約などには、軍事クーデターによつて「経済開発」を正統性の根幹に据えようとしていた朴正熙政権が、そのための基盤的な資金を得し、世界市場に安定的に参入できるようにするための環境整備をおこなうためのものという側面がありました。

つまり、そこでは、新たな政わ府としての韓国(大韓民国)と新たな政府としての日本国が、とともに過去に向き合つて関係を結んだのではなく、冷戦の論理の中で「玉虫色の関係」を、まさに「共通の敵」と共通の「ボス」=アメリカの圧力のもとで結んだわけでした。だから私たちは、誠実に歴史と向き合つて、相手と対話し何かを成し遂げるという機会を、ある意味で持てなかつたわけです。1980年代の前半に、いわゆる「教科書問題」や「歴史問題」などが「外交問題」として登場したときも、米ソの「新冷戦状況」の下で、それらと根本的に向き合うのでなく、全斗煥政権と中曾根政権

が新冷戦状況に適合するため、「折り合い」をつけたのです。基本的に冷戦状況に「よいかかつた」かたちで歴史と正面から向き合うことなく、韓国内において、冷戦の論理により権利要求を抑え込むという力学が弱まります。韓国は、民主化し、「先進国」化する。その過程で、韓国政府自身が、過去の軍事独裁政権がやつしたことについて、遡及的にその犠牲者にたいして、その名誉を回復したり、実質的な補償を行う立法を行つたのです。「国内問題」としてですね。韓国政府自身は、国内的に冷戦によつて封じ込められていた過去の問題を、人権という観点から見直したわけです。だから、日本との関係においても当事者たちが声をあげ、問い合わせるということができるようになつたわけです。

もちろん、韓国内における守旧的なグループ、すなわち冷戦時代の価値や発想を維持するグループと、民

● 冷戦終結し民主化した韓国、  
軍事政権の犠牲者救済へ

1990年代に入つて、冷戦が終わり、韓国内において、冷戦の論理により権利要求を抑え込むという力学が弱まります。韓国は、民主化し、「先進国」化する。その過程で、韓国政府自身が、過去の軍事独裁政権がやつしたことについて、遡及的にその犠牲者にたいして、その名誉を回復したり、実質的な補償を行う立法を行つたのです。「国内問題」として私たち自身の問題を考へる必要があるはずです。1990年代以降、よりいま言つた長期的な文脈の中で、私は、韓国内の条件であつて、私たちは、誠実に歴史と向き合つて、相手と対話し何かを成し遂げるという機会を、ある意味で持てなかつたわけです。1980年代の前半に、いわゆる「教科書問題」や「歴史問題」などが「外交問題」として登場したときも、米ソの「新冷戦状況」の下で、それらと根本的に向き合うのでなく、全斗煥政権と中曾根政権

## ● 100年来の宿題Ⅱ 大日本帝国アジア侵略支配の清算

でもそれは韓国内の条件であつて、私たち日本の側からいえば、むしろ、いま言つた長期的な文脈の中で、私は、韓国内の条件であつて、私たちは、誠実に歴史と向き合つて、相手と対話し何かを成し遂げるという機会を、ある意味で持てなかつたわけです。1990年代以降、より

主化の延長線上で人権の実現を求めるグループに2分化されるという政治的対立が、この15年位、韓国の大統領選挙によつて、激しくなつてゐるということも、現状の背景にあります。

日本帝国が過去において近隣の地域に対してもおこなつたことについて、反省したり、向き合つたり、それに対してもか補償をしたりといった機会をまさに失つてしまひます。だから「いつまでやつてゐるのか」ではなくて、「今こそやらなければならぬ」のです。これが二点目です。

## ■多チャンネルでつながる日韓の市民的交流

最後に三点目です。去年は、「日韓パートナーシップ宣言」(1998年10月8日)から20周年でした。

当時の金大中大統領と小渕恵三首相の会談において日韓の「新時代」が宣言されました。韓国側では日本文化が完全解禁されたり、逆に日本でも韓国との関係が文化的な面で、あるいは民間交流において促進される契機となりました。

私は最近、「朝日新聞」のインタビューを受け、その延長線上でNHKラジオのインタビューも受けたのですが、そこで話したことは、「最近、日韓の政府間関係がギクシャクしているけれども、日本語のメディアはそれを「日韓関係」の悪化、と捉え

る。けれど、政府間の関係、東京とソウルの関係がイコールで「日韓関係」であるという時代ではもはやなくなつてゐるということを、われわれはどう考えるか」ということでした。

日韓双方の人々は、いろんなチャネルですでに無数につながっています。「政府間関係がギクシャクしていること」が即、「日韓関係が悪化している」という訳ではないのです。韓流K-POPに憧れる日本の若者がいて、韓国料理が好きで韓国に何度もなんども行く韓國ファンが今も大勢いるのです。この連休だけ、福岡からソウルやプサンに行こうとしても、飛行機や船はほぼ満席です。九州では特にそうです。中国や韓国からの観光客が来てくれるから地域経済が成り立つという側面があります。

韓国側でも同様です。微用工問題や火器管制レーダー照射問題で大騒ぎしていますが、それを懸念して韓国から観光客が来なくなつたという訳ではありません。「東京-ソウル関係」でみている「日韓政府間関係」が「日韓関係」のすべてではないと

いうことです。だから「日韓関係が悪化した」という言い方自体がもはや意味を失つてゐるのです。政府間関係は確かにギクシャクしていながら、東京や大阪ではヘイトスピーチのデモが、今も継続してありますし、すごく影響力をもつた時期もありました。けれど、他方で東京の新大久保などでは特に若年層の女性が韓流のファンやマイクに憧れ、K-POPのスターの情報やアイデムを求めてニュー・コリアンタウンに殺到しているような状況もあるのです。

また福岡、九州では東京や大阪のような大規模なヘイトスピーチ、デモはこれまでおきていません。むしろ街中では交通機関や関連施設で韓国語や中国語表記がどんどん増えています。中韓の観光客が九州にやってきてくれることを大歓迎しているのです。

## ■「南・北・米・中」、微妙な国内バランス上に外交展開

——(編集部)私は質問事項のことろで、「日韓関係の悪化」という表現を使いましたが、私たちの世代には、少し古い感覚が残つてゐるのでしょうか。韓国の政治や社会体制の民主化以降の変化は、それ以前とはかなり大きな違いがあります。日本と韓国との間のチャンネルも非常に多様化していますし、それらをきちんと踏まえた上で、「日韓関係」という総体として捉え直す必要があるなど感じました。

最後の質問です。今年は「3・1

運動」100周年の記念の年に当たりますが、南北でも共同して記念しようという動きになっています。去年6月の初の米朝首脳会談をめぐる全体の流れの中を見ると、米朝関係改善の後押しをしたのが文在寅政権であるということは非常にはつきりしているわけですが、その中で南北関係の改善も一層すんでいて、非常に好ましい情勢を生み出しています。私たちは、そうした関係の改善を後押しする必要があるのでないかと感じていますが、いかがお考えでしょうか？

(出水) 今、それぞれが非常に「微妙」な力関係の中で動いているところがあります。まず、金正恩政権は方針転換しようとしています。それは結構「綱渡り」的です。この間、冷戦末期以来、北朝鮮の政権は体制的危機を乗り越えるために、国内引き締め政策をおこないました。ある種、危機意識を煽り立てて軍事偏重で引き締めを行つてきました。ところが今、北朝鮮は経済成長し始めています。そこで引き締めたものを少し緩め、軍事偏重ではない政権運営をしようとしています。当然、国内

的には、軍の幹部をはじめとして既存の秩序から利益を得ていた集団の潜在的な反発もありますし、ある種の危険性をはらんだ方針転換であることは確かです。

先程触れた「南北が共同して『3・1』100周年を祝う」ということについては、そういう状況を踏まえると、北朝鮮側からすれば「素直に」協調できる性質のものではあります。「3・1運動」から生まれた「大韓民国臨時政府」は、大韓民国の憲法ならび前文に書き込みます。しかし朝鮮民主主義人民共和国からすれば、「満州における金日成」神話というものが、依然として重要な話題です。一方で、先程述べた緊張をはらむ現在の方針転換を考えると、なおのこと微妙な問題をはらんでいます。そういうことを踏まえるならば、「3・1運動100周年記念」は、決して「素直に」「南北で一緒にやろう」というふうに行かない側面もあるのです。ただ、北朝鮮自身が方針転換をおこない、アメリカとの和解に道筋をつけ、それとともに制裁を解除させて経済成長を遂げたい。また、そのための環境づくりとして中国との関係も強化し

たいし、南側との事実上の協調関係も続けたい——という限りにおいては、「100周年記念事業」は非常に「内向きな」動機づけから関心を向けられる側面もあります。

他方で文在寅政権の北朝鮮に対するアプローチも、どちらかといえば国内事情によるところが大きい。また中国が金正恩政権に協力するのも、自国の経済発展の環境づくりという「内向き」な国内事情によるわけです。さらにトランプ政権が「北」に向かうのも、再選に向けての「実績」づくりという「内向き」な理由からです。こうしたことが、先程お話をした「微妙」という点なのです。つまり関係各國は、国内事情に強く左右されつつ、現状を生み出していく。これらはもちろん「悪いこと」ではないのですが、出発点がみんな「内向きの理由」であり、結果として「協調する」わけです。そうした中で唯一、「内向き」な理由で、現状に「水をさしている」のが安倍政権なのです。

(出水) 我われわれは、習近平政権やトランプ政権を無条件に支持するわけにはいきません。けれども、それの国内事情がどういうものであれ、それによって生まれる事態が望ましいものであるならば、それは後押しすべき「チャンス」でもあります。

——(編集部) 長時間のお話、ありがとうございました。〈おわり〉

(いづみ かおる／九州大学大学院法学研究院教授／現代韓国政治・現代日本地域政治・平和研究専攻)

※このインタビューはさる1月15日に九州大学法学部の同教授研究室で収録したもの。聞き手は編集部・永田(見出しは編集部)。

——(編集部) 昨年6月の米朝初の首脳会談で結果として切り開かれたアジアでの「緊張緩和」「平和」へ



# 辺野古埋立て承認撤回(取消し)の行政法問題(下)

— 国は原状回復義務あり — 隅る岩国「海の裁判」高裁判決 —

本田 博利

(前々号からづく)

## ■ 土砂投入の原状回復は可能

国(沖縄防衛局)は昨年12月14日、予告どおり名護市辺野古の海に土砂投入を强行した。しかし、これでジ・エンドではもちろんない。11月の形ばかりの集中協議を経て、沖縄県と国は「対話」から「対決」に転換した。その翌日、玉城デニー知事は辺野古のゲート前でマイクを握り、「さらなる法的対抗策をとる」と座り込みを続ける県民を激励した。

土砂投入が始まつた海域は、面積6・3ヘクタールであり、埋立て区域全体160ヘクタールのわずか4%である。しかもこの辺野古側の海域は、東側の水深が深い大浦湾と異なり浅瀬であるので、土量では0・7%に過ぎない。1か月後には海が姿を消したのは、そのまた2割である。それでも国はマスコミを利用して、ショベルカーが土砂を海に押し出す映像を繰り返し流すことにより、県民には「あ

きらめ感」の醸成を、国民には工事の「順調」な進捗を刷り込もうとしている。

こうした状況において、違法な護岸の築造や土砂投入による海の破壊(「海殺し」への「原状回復」のあり方が、県政及び運動双方の課題として急浮上した)埋められた水域・海底の「原状回復」↓「自然の回復」は法的にはもちろん、物理的・技術的にも十分可能である。つまり、引き返せる。すでに沖縄県は、すみやかな原状回復を求めている。

ここにおいて、国が行う埋立ての優位・特権を否定し、違法に行つた埋立て工事の原状回復義務を認め、米軍岩国基地(山口県岩国市)滑走路沖合移設に係る通称・岩国「海の裁判」の2013年11月13日広島高裁判決への関心が、現地沖縄で高まっている。

■ 土砂投入への沖縄県・県民の対抗

国は、土砂(岩ズリ)の搬出を予定し

ていた本部港(沖縄県本部町)が昨年9月30日の超大型台風24号による岸壁の破損で、本年3月以降まで使用できなくなつた。しかし国は、予告どおり12月14日に「バケツ1杯でも」土砂を投入するための「秘策」を協議の裏で着々と進めていた。本部町に隣接する名護市安和の琉球セメント社(山口県の宇部興産の傘下企業)の採石場から採つた土砂を、本来製造・出荷用の私設桟橋を「目的外」使用して海上搬送するといういつもの超法規の「奇策」である。

目的外使用は県の公共用財産管理規則に明白に違反するし、埋立て承認願書には、海上搬送のための本部港以外の使用は記載されていないので、変更するには知事の承認を要する(詳細は本誌前号「沖縄から」参照)。

ガードマンに守られた琉球セメントの私設桟橋前では、連日採石場と国道を挟んで桟橋を結ぶ、ダンプカーによる規格外の土砂(赤土が主)の運搬が行われている。路上では県警機動隊員の暴力的な警備にも屈せず県民の体を張つた抗議活動が続き、海上では運搬船の桟橋への接岸を阻止する抗議船や多数のカヌーと海上保安庁の警備ボートとの攻防が続いている。しかし、国がこれだけ強硬に運び出しても、肝心の辺野古側で台船から土

ていていた本部港(沖縄県本部町)が昨年9月30日の超大型台風24号による岸壁の破損で、本年3月以降まで使用できなくなつた。しかし国は、予告どおり12月14日に「バケツ1杯でも」土砂を投入するための「秘策」を協議の裏で着々と進めていた。本部町に隣接する名護市安和の琉球セメント社(山口県の宇部興産の傘下企業)の採石場から採つた土砂を、本来製造・出荷用の私設桟橋を「目的外」使用して海上搬送するといういつもの超法規の「奇策」である。

目的外使用は県の公共用財産管理規則に明白に違反するし、埋立て承認願書には、海上搬送のための本部港以外の使用は記載されていないので、変更するには知事の承認を要する(詳細は本誌前号「沖縄から」参照)。

ガードマンに守られた琉球セメントの私設桟橋前では、連日採石場と国道を挟んで桟橋を結ぶ、ダンプカーによる規格外の土砂(赤土が主)の運搬が行われている。路上では県警機動隊員の暴力的な警備にも屈せず県民の体を張つた抗議活動が続き、海上では運搬船の桟橋への接岸を阻止する抗議船や多数のカヌーと海上保安庁の警備ボートとの攻防が続いている。しかし、国がこれだけ強硬に運び出しても、肝心の辺野古側で台船から土

ていていた本部港(沖縄県本部町)が昨年9月30日の超大型台風24号による岸壁の破損で、本年3月以降まで使用できなくなつた。しかし国は、予告どおり12月14日に「バケツ1杯でも」土砂を投入するための「秘策」を協議の裏で着々と進めていた。本部町に隣接する名護市安和の琉球セメント社(山口県の宇部興産の傘下企業)の採石場から採つた土砂を、本来製造・出荷用の私設桟橋を「目的外」使用して海上搬送するといういつもの超法規の「奇策」である。

目的外使用は県の公共用財産管理規則に明白に違反するし、埋立て承認願書には、海上搬送のための本部港以外の使用は記載されていないので、変更するには知事の承認を要する(詳細は本誌前号「沖縄から」参照)。

ガードマンに守られた琉球セメントの私設桟橋前では、連日採石場と国道を挟んで桟橋を結ぶ、ダンプカーによる規格外の土砂(赤土が主)の運搬が行われている。路上では県警機動隊員の暴力的な警備にも屈せず県民の体を張つた抗議活動が続き、海上では運搬船の桟橋への接岸を阻止する抗議船や多数のカヌーと海上保安庁の警備ボートとの攻防が続いている。しかし、国がこれだけ強硬に運び出しても、肝心の辺野古側で台船から土

ていていた本部港(沖縄県本部町)が昨年9月30日の超大型台風24号による岸壁の破損で、本年3月以降まで使用できなくなつた。しかし国は、予告どおり12月14日に「バケツ1杯でも」土砂を投入するための「秘策」を協議の裏で着々と進めていた。本部町に隣接する名護市安和の琉球セメント社(山口県の宇部興産の傘下企業)の採石場から採つた土砂を、本来製造・出荷用の私設桟橋を「目的外」使用して海上搬送するといういつもの超法規の「奇策」である。

目的外使用は県の公共用財産管理規則に明白に違反するし、埋立て承認願書には、海上搬送のための本部港以外の使用は記載されていないので、変更するには知事の承認を要する(詳細は本誌前号「沖縄から」参照)。

ガードマンに守られた琉球セメントの私設桟橋前では、連日採石場と国道を挟んで桟橋を結ぶ、ダンプカーによる規格外の土砂(赤土が主)の運搬が行われている。路上では県警機動隊員の暴力的な警備にも屈せず県民の体を張つた抗議活動が続き、海上では運搬船の桟橋への接岸を阻止する抗議船や多数のカヌーと海上保安庁の警備ボートとの攻防が続いている。しかし、国がこれだけ強硬に運び出しても、肝心の辺野古側で台船から土

砂を降ろすK-9護岸（そもそも積み降ろし場ではない）は狭小なので、作業の進行は微々たるものである。

日提起) を牽引している。

砂を降ろすK-9護岸（そもそも積み降ろし場ではない）は狭小なので、作業の進行は微々たるものである。

## ■沖縄で甦る岩国「海の裁判」 広島高裁判決

### ■高裁判決を「岩国から 辺野古にリレー」

かつての岩国基地沖の海は、騒音の軽減と墜落事故の防止のための滑走路移設を名目に埋立てられて、基地面積が1・4倍に広がり、離発着できる2本の平行誘導路を有する2440メートルの新滑走路に姿を変えた。2005年に始まった米軍再編で、岩国基地は厚木基地（神奈川県）空母艦載機約60機の移駐の格好の「受け皿」となったのである。昨年3月に移駐が完了し、岩国基地の米軍機は倍増して120機超（自衛隊機を加えると160機）となり、米軍嘉手納基地（沖縄県）の約100機を優に超える東アジア最大の航空基地に大変貌した。

国家の『だまし討ち』に直面した岩国市は、飛躍的な基地機能強化に異議を唱え、2008年に山口県知事による国裁判決が求める原状回復「今ならばまだ間に合う」と判決内容を詳しく紹介している。さらに、広島市出身の三宅俊司弁護士は、高裁判決が否定した国側の非埋立権説の恣意的な変更（つまり偽装転向）を厳しく批判し（安倍政権はどうして沖縄をいじめるのか！）、このたびの埋立て承認撤回の執行停止を市民が原告として取消しを求める訴訟（1月29

まうと、沖縄・辺野古に多大な影響が及ぶ」と怒りの声が上がり、控訴した。

広島高裁は、「国が知事の承認を受け行う埋立ては、違法の放題でも知事へのおとがめなし」という非常識な地裁判決を取り消し、原状回復義務を明確に認めた。筆者は高裁に、私人（民間）へ

の埋立て「免許」「手続」を国への「承認」に「準用」する埋立法42条は条文上は原状回復義務を定める35条を準用していないが、35条は「手続」規定ではなく監督処分を行うための「实体」規定であり、「適用除外」する明文の規定はないので、「国に原状回復義務あり」とする意見書を提出し、認められた。

筆者は以後、この高裁判決を「岩国から辺野古にリレー」（『広島ジャーナリスト』20号）することをモットーに辺野古の埋立ての行政法問題に取り組んできており（元談半分で「岩国の敵を沖縄で討つ！」）、この判決を媒介に更なる岩国と沖縄の連携を求めてゆきたい。

### ■広島高裁判決のポイント

#### (3) 広島高裁判決

知事は承認・不承認の判断において、民間に対する免許と同等に、広範な「裁量権」を有する。故翁長雄志・前沖縄県知事の埋立て承認取消しを違法とした20

16年12月20日の最高裁判決は、このことを明快に認め、その限りで評価できる。

#### (2) 山口地裁判決

判決は、「公有水面埋立法の建前にれば、国がなす埋立ての場合に埋立て承認の効力が消滅しても、国は原状回復義務を負わないと解するのが相当」と判断し、訴えを却下した。これは、国や被告県が主張した「国家所有万能説」（海は無主物で国の所有に属し、独占的に支配する）違法な埋立ての放題でも原状回復義務はない。知事は海の管理をするだけで、承認で埋立権は設定されない）にそのまま乗ったものである。判決には賛成できないとする北見宏介・名城大学准教授の詳細な判例解説（新・判例解説12号）がある。

#### (1) 海は誰のものか—広範な知事権限

判決は、「国が原状回復義務を負うかどうかについては何ら規定していない」とどまり、このことから直ちに、国が原状回復義務を負わないと断することは相当ではない」として、一審判決を取り消した。国が行う埋立ての承認に関する唯一の確定した判決である。

反戦情報 2019.2.15 No.413 10

この判決は、本誌4-1-1号（中）で述べた、国が行う埋立ての「承認」の法的性質については、私人（民間）に対する免許と同様とする筆者らの「権利説（埋立権付与説）」に立つものである（前記最高裁判決の調査官解説）。

一方「固有の資格」論者は、「埋立法を管理している国は原状回復などをしなくてよい。これは国の特権であり『固有の資格』だ」（白藤博行・専修大学教授）と驚きの主張をするが、筆者は明確に立論を異にする。角松生史・神戸大学教授は岩国の2つの判決を比較検討し、埋立て承認の法的性質につき詳細に論じている（「法的紛争解決手続の交錯と限界」（法律時報89巻6号））。

なお判決は、一審判決を取り消した返す刀で、埋立て承認については「出訴期間経過」、変更承認については「处分性なし」という別の理由で訴えを却下した（調査官解説は处分性ありとする）。既に埋立ては完了していたものの、違法性の判断に踏み込んで、「事情判決」がなされるべき典型的な事案であった。

## ■ 岩国と辺野古は双子の新基地

田村順玄・前岩国市議（在日米軍監視団体「リムピース」共同代表）は、「現在進行中の辺野古新基地建設の企てが、岩国基地沖合移設事業の『おさらい』事

業となつて進められている」と喝破した。

同じ米海兵隊基地である岩国（空母艦載機は海軍）と辺野古の埋立ての共通点は次のとおりであり、まさに「双子の新基地」である。

①目的…岩国では騒音の軽減、辺野古では普天間の危険性除去を名目に再編の「受け皿」に。これまで米軍基地が拡張なくし新設されるのは、岩国と辺野古だけであり、いずれも本土、沖縄での「たらいまわし」。

②土地利用…埋立てにより国有地化・恒久化。土砂は近隣（岩国は愛宕山、辺野古はキャンプ・シュワブの森林地帯）からコンベヤーで運び、跡地には米軍住宅を建設。

③機能強化…老朽施設を一新してビカピカの最新施設。強襲揚陸艦（ヘリ空母）が接岸できる岸壁を新設。

④自然破壊…岩国は藻場（生命のゆりかご）、辺野古はサンゴなど自然の宝庫を破壊。

⑤巨額の「思いやり予算」…岩国は4900億円（埋立て工事2500億円、駐機場や格納庫など再編施設1500億円、愛宕山の米軍住宅やスポーツ施設900億円）、辺野古は2兆円を超える大井知らず。

5年、地盤改良5年、施設整備3年）かかる」と岩国データも使った試算を提示した。年間防衛予算の半分、国民一人当たり2万円という無謀な「思いやり予算」の投入である。現在1日2000万円の工事費をかけているが、大半が警備関係であり、工事費は談合価格である。岩国では、反対運動がなくとも地盤改良などで8回変更承認を受けて13年かかり、深い海溝や超軟弱地盤だらけの辺野古では、同じ13年ではとても無理である。古では、同じ13年ではとても無理である。昨年は、高知沖でのKC-130空中給油機とFA-18ホーネット戦闘攻撃機の墜落など、岩国基地所属機の重大事故が相次ぎ、一方岩国を中心に本土と沖縄の基地機能の一体化が進んでいる。ワンパッケージとされる米軍再編を跳ね返すには、岩国と沖縄が合流・連帯してともに撃つ闘いとしなければならない。

国がサンゴを移植したり藻場を回復できる技術を持っているのであれば、原状回復の可能性が広がってくる。安倍首相は新年早々、「土砂を投入していくにあたりて、あそこのサンゴについては移植を行つたが、事実であればこれらのサンゴも元の場所に移植させなければならぬ。御用機関に墮した環境監視等委員会の真偽が問われる。

辺野古新基地建設は必ず頓挫するのであるから、その時点で國の原状回復義務は避けられない。今ならまだ間に合う！この困難な問題を、現在工事中の海域で最後としなければならない。

法的には、本誌4-1-1号（中）で述べたとおり、違法工事への対抗策として埋立法32条1項に基づき承認を取り消せば、35条1項により当然原状回復義務が生じる。事業が「頓挫」した場合も同様である。

（ほんだ ひろかず／元愛媛大学教授）

# 市民のチカラを引き出す選挙！

—市民連合やまぐち総会で西郷南海子さん(ママ)講演—

市民と立憲野党の共闘で政治変革をめざす「市民連合@やまぐち」の総会&講演会が1月14日、山口市の市民会館でひらかれ、200人を超える人びとが参加した。

第1部の総会で、共同代表の内山新吾弁護士は、今夏の参院選山口県選挙区(改選数1)での野党統一候補擁立に向け、国民民主、共産、社民、新社会の4党県組織代表との協議を

昨年8月からつづけていることを報告。①安倍政権下での改憲阻止、安保法制の廃止など大きな一致点で共闘することや、無所属の候補擁立などの方針で協議をおこなっている、

②統一候補が決まらないなか、民主党県連が独自候補擁立を昨年12月に決めるという合意に反する残念な動きがあつたが、同党を含め、昨年12月に県連を結成した立憲民主党も加わり野党5党との協議を加速させ、③現在も統一候補は白紙の状態で、2月中には決めたい」と述べた。これを受け、野党5党の県組織代表が統一候補についての考え方をそれぞれ語った後、参加者は統一候補擁立に向けた方針を承認した。

第2部では、「安保関連法に反対するママの会」発起人で京都大学大學生(博士課程)の西郷南海子さん(みなこさん)が市民のチカラを引き出す選挙！」



問題提起をする西郷南海子さん

と題して講演。参加者は、実践にもとづく新鮮な問題提起を傾聴した。西郷さんの講演要旨を報告する。

(編集部M)

私は31歳、3児の母で、「ママの会」で活動しながら、「市民連合」(安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合)のメンバーとして、野党共闘に関わってきた。

翌年6月には、参院選に向けた市民連合の「政策要望書」に民進(当時)、共産、社民、生活(当時)の4野党代表がサインをして協力を確認した。16年7月の参院選で、市民連合は「選挙を変えよう」というポスターを作った。この選挙では、32の1人区で4野党が候補者調整を行い、11の選挙区で勝利した。候補者調整をしなかつた3年前の参院選では野党が2勝29敗だったので、候補者調整には圧倒的な効果があつた。しかし、全体では3分の2の議席を与党に取られてしまつた。つまり1人区だけの野党共闘では限界があり、どうすれば3分1を超える力を私たちが持てるかをずっと考えてきた。

野党共闘のそもそもその出発点は、2015年の安保法制に反対する国連行動のなかで、SEALDs(自由と民主主義のための学生緊急行動)の若者たちが、違憲の安保法制を通さないために野党はいつしょになつてがんばってくれ、という意味で「野党は共闘！」とコールしたことだ。

17年10月の衆院選では、小池百合子さんの希望の党に民進党がみんなでお引越しするという話になつて、前原誠司さんが決めた。これにたいして、たくさんの人たちが「それじやダメだ」ということで、「枝野立て！」コールが起きインターネット上で盛り上がり、それを受けた形で枝野幸男さんが立憲民主党を立ち上げた。

何人かの国会議員が立憲に移り、民進党はバラバラになつていった。この時、立憲民主党にいの風が吹いて、比例代表でも立憲の人が多く当選した。一方、残念だったのは共産党で、比例代表では、前回の20議席（60万票）から11議席（440万票）へと減らした。ここで難いのは選挙制度に大きなジレンマがあることだ。この時、共産党は多くの小選挙区で、自主的に候補者を降ろしてできるだけ野党共闘に近づけたが、小選挙区で活動しないと比例の票が積み上がらない。

## ■戦略的投票は可能か？

それでは戦略的投票は可能なのか。戦略的投票とは、すごくいい候補だが勝てそうにない候補と、まあまあ

だが勝てる候補がいた時に、勝てる候補者に票を入れることをいう。

今、衆参両院で与党が3分の2以上の議席を持つている。ということは、憲法改正の発議がされたら通つてしまふ。最終的には国民投票で改憲を阻止すればいいという考え方があるが、それはすごく甘い。国民投票では、お金のある人はいくらでもテレビでCMを流していくことになつていて。そんなことになれば、テレビで「憲法を改正しなければ日本は滅びてしまう」みたいなCMがバンバン流れ、みんなそつちに流れてしまうかも知れない。だから、改憲の発議をさせないことがすごく大事で、3分の1を超える議席を私たちが持たないといけない。なので、できるだけ私たちに近い人に当選してほしい。

このことを京都6区（小選挙区）の例で見ていくたい。2014年の衆院選では民主党（当時）の山井和則さんが得票率44%で当選。17年の衆院選では、希望の党に引つ越した山井さんは得票率42%、約1600票の僅差で自民党の候補に敗け、比例で復活当選したが、自民の議席が1つ増えた。共産党の候補は得票率

14%だつた。今まで山井さんを応援していた人のなかで「希望の党は絶対ダメ」といつて応援から手を引いた人がたくさんいて、山井さんよりはつきりした態度の共産党の候補の方が多いという人もいた。しかし、福祉に熱心な人だ。でも、党内で権力を持たず、前原さんに「引っ越すぞ」と言われたら、ついにいかざるを得ないポジションにいた。ここでもテレビで「つながら京都」と側の議席が増えていたかもしれない。

これまでの京都府知事選では、「民主府政の会」という、共産党系の団体が集まつた会が候補者を立てて戦つていたが、今回は「つなぐ京都」という全く新しい団体に登録し直した。これによつて、今まで入つてこれなかつた人たち、特に立憲民主党を支持している人たちと一緒にやることができた。

京都はかつて蜷川虎三府政が長くつづいていて（1950～78年）「憲法を暮らしの中に生かそう」という垂れ幕が府庁に掲げられていた。福山候補の得票率は44%だつたが、これは蜷川さんが辞めた後の革新系候補の最高得票率になつた。それがどうのようにして可能になつたのかを話したい。

## ■京都府知事選での学び

去年4月の京都府知事選に取り組み、どんなことを私が学んだのかを話したい。

この選挙では、2ヶ月前になつてこの選挙では、2ヶ月前になつて弁護士の福山和人さんが立候補を宣言した。運動諸団体のなかでは、福山さんで行こうことがある程度固まつてたが、福山さんは一人で記者会見に臨み、「一緒にやろう」と言つた。この時まだ立憲民主党がどつ

いう人は誰でもウェルカムです」とこの写真は「つなぐ京都」発足時のものだが、老若男女、障害者、子

所属で一人の候補者が立つて、一緒にやろうと訴えた。最初からどこかの組織から出るというふうにすると、いつも通りの選挙になつてしまふ。マスコミにも今回の選挙は違うストーリーだということを分かつてもうために、これは大事なストーリーだつた。

山井さん（現在は国民民主党）個人は福祉に熱心な人だ。でも、党内で権力を持たず、前原さんに「引っ越すぞ」と言われたら、ついにいかざるを得ないポジションにいた。ここでもテレビで「つなぐ京都」と側の議席が増えていたかもしれない。

ども、いろんな人がいる。一方の候補・西脇隆俊さんの集会では、ステージにスーツを着た男性がズラツと並んで座っていて、女性は何人かしかいない。この違いを私は伝えたい。

これは、政治をやるのはスーツを着た男性だけだということを表している。今、日本の国会議員のなかで女性はすごく少なくて、世界では下の方のランクで、女性の声が政治に届いていない。女性はいろんな生活経験があるから、いろんな人の立場を代弁できる。例えば、子どもに触つたことがないような人に保育園のことはまかせられない。

だから、いろんな人が政治に参加しないと政治は変わらない。昨年11月のアメリカ中間選挙で、イスラム教徒の女性や先住民の女性が下院で初めて当選した。社会にはそういう人たちが元もといいるのだから、国会にいなかつたらおかしい。そういう人たちが代表になれる社会がいよいよ実現しつつあり、うれしい。

選挙のポスターやビラのデザインは、相手に何を伝えたいか、相手とどう出会いたいかを表現する。すつきり見せつつ、候補者の顔と名前が

わかるオシャレなポスターをつくりたいと思つて、福山さんと私の二連ポスターをつくつた。

選挙中にまいたビラとは思えない通称「カフエビラ」はすごく人気が出た。カフェで福山さんが語り合っている写真を載せ、中をあけると、どうして福山さんを応援しようと思ったのかという文章が一人の女性によつて語られている。お母さんたちも、このビラなら幼稚園のママにも、休日に公園で遊んでいる知らないう人も渡せるというふうになつた。

私もこのビラをカバンに入れて、スーパーのレジとかで会う人みんなに渡した。その時に最初は「今度、選挙があるんです……」と言ってビラを渡していたが、この言い方はダメだと気がつき、「今、私の友達が選挙に出ているんです」と言い方を変えた。そうすると「友達が出てるんですか。すごいですね」など、全然違う反応が返ってきた。このやり方がいいぞということになつて、選対でも「友達作戦だ」と言つてみんなが言い方を変えた。普通の人にとって選挙に出る人は雲の上の違う世界の人だと思うが、身近な人間関係のなかから候補者が出ていること

を印象づけた。

相手候補の西脇さんも新人で、自民、公明、民進、立憲、希望の5党推薦の与野党相乗りだつた。福山候補を推薦したのは共産党だけだつたが、得票率は44%だつた。投票率が35%だつたので、そんなに威張れないと思うが、自民から立憲まで推薦した相手にたいして44%というのはすごいことだと私は思つてゐる。

選挙はこれで終つたのではなく、「つなぐ京都」のメンバーの何人もが4月の京都市議選への立候補を決めてゐる。1回選挙をやつて、その選挙を支えていた人たちが次の選挙に出ていくという、すごくいいサイクルが今、京都では生まれている。

■これから選挙に向けて

一人ひとりが自分の言葉で語ることが大事だ。人が何に関心を持つかといつたら、「ストーリー」だと思う。なぜ、あなたはその問題に取り組みたいと思っているのか、そのストーリーを掘り下げるなかで、きっと分かち合えるものが出てくる。例えば、「アベ政治を許さない」と

いうプラカードがある。それを国會議事堂や首相官邸に向かつて掲げることは大事だが、仲間を求めて街で「アベ政治を許さない」というのはちよつと違うと思う。もちろん「アベ政治を許さない」ことはすごく大変だし、曲げてはならない。だが、どうしてそう思うのか、そのストーリーの部分が語られていない。ストー

リーを一人ひとりの言葉で語つたとき、「そういう気持ちでやつているんだね」と分かってくれる人が出てくる。いろんなストーリーが響き合う世の中をつくることが民主主義だ。

今日、伝えたいのは憲法の要はどこにあるかだ。もちろん9条は大事で、憲法といつたら「9条変えるな」「9条守ろう」となるが、私は憲法の要は13条だと思つてゐる。13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については……最大の尊重を必要とする」というもの。9条があるから私たちの命が守られているのではなく、私たちに生きる権利があるから9条があると思う。みんなが、他の国の人も生きていきたいから、日本は武力を持たないと決めた。

この13条は、私たち若者にとつてはすごく新鮮に感じる。というのは、私たちの世代は勝ち取った経験がない。例えば、上の世代の人は企業と団体交渉をやつて、賃上げができたとか、闘つて勝った経験がある。私たちの世代は、子どものころからずっと不況だし、給料が上がらないのは当たり前。みんながまんして生きていくしかない。結婚するお金もない、家族も持てないなかで、13条を読んだ時に、「自分はもつと幸せになつていいいんだ」ということにハッときせられる。

そういうとても大事なものとして憲法がある。けれども、「憲法を守ろう」と訴えるだけでは、選挙には勝てないと今、実感している。といふのは、憲法は「空気と水」のようなものに例えられる。それなしには生きられないが、それだけでは生きられない。炭水化物、たんぱく質などいろんな栄養が必要だ。

「憲法守ろう」「戦争止めよう」といいことを言つてゐる野党が、どうして選挙で勝てないのか。実は、護憲勢力とかリベラルとか、左派といわれている私たちは、経済の話をし

てこなかつた。社会という「身体」にどう「血液」(=お金)を回していくのかという話を、野党はほとんどない。憲法や人権といふ理念の部分も大事だが、多くの国民の現実は、来月生きていくお金があるかあるかという状況だ。お金があるかどうかは人の命にかかわつてくる。その部分を野党はちゃんと訴えてこなかつた。野党はアベノミクスはダメだとずつと言つてゐるが、安倍さんは市場にお金をいっぱい流しますよと言つてゐる。来月お金がない人がこれを聞いたら、お金がくるんだと思います。

もし、最低賃金がもつと上がって、今の時給800円、900円が1500円になつたら、できることや買える物、行ける場所、交友関係も変わつてくる。私たちの生活はお金に左右されている。野党は人びとの生活がよくなる経済循環を生み出すビジョンをつくつていくべきだ。

「NO!」だけでなく、「YES!」で攻めようと訴えたい。  
というのは、「○○反対」とよく言うが、「○○」の部分が分かつている人しか理解されないフレーズだ。例えば「(原発)再稼働反対」と言つた時に、再稼働というのが分かつている人しか再稼働反対ということが分からぬ。というように、市民運動の側が当たり前に使つてゐる言葉を一つ一つ点検しなければいけないとすごく思う。

（亞紀書房）という本を紹介しておこう。今、アメリカやイギリスでは、どしてこなかつた。憲法や人権といふ理念の部分も大事だが、多くの国民の現実は、来月生きていくお金があるかあるかという状況だ。お金があるかあるかは人の命にかかわつてくる。その部分を野党はちゃんと訴えてこなかつた。野党はアベノミクスはダメだとずつと言つてゐるが、安倍さんは市場にお金をいっぱい流しますよと言つてゐる。来月お金がない人がこれを聞いたら、お金がくるんだと思います。

「そろそろ左派は〈経済〉を語ろう」というのは、わざわざ集まつていてる政治家に人気が集まつてゐる。イギリスだつたら、ジエレミー・コーンという労働党の党首なんかがそうかは人の命にかかわつてくる。若い人たちのあいだで、経済を語れる大企業ばかりがお金を貯めこんだ。昔からのマルクス主義者みたいな人に若者の注目が集まつてゐる。「言つてることはまともじゃないか。大企業ばかりがお金を貯めこんで、大企業で働く人たちにお金が回らないのは、どう考えてもおかしい」というのが、欧米の若者の普通の意見になりつつある。

その時の一つの基準は、「子どもにもわかる言葉」かどうかだ。平和主義とか立憲主義という言葉は使いやすいかから使つてしまふ。それを小学校3年生に説明するとなつた時、どう説明しようかと考える。おそらく、街の普通の人たちは立憲主義という言葉を知らない。そういう人にどう説明するか考えることが大事だし、子どもにもわかる言葉で発信することは、レベルを落とすのではなく、上げていくことだと私は思う。京都府知事選での福山さんの演説はわりやすいと大人気だつた。福山さんは小学生と中学生の子どもがいるが、選挙の演説を聞いてもらい、わからない部分を出してもらつて次の演説では言い方を変えていた。言葉を点検して工夫していつたら、選挙のイメージはもつと変わるとと思う。

NOの部分だけでなく、YES、こういう社会をつくろう、こういうふうに生きていくこうというところを、みんなでつくつていつてもらえたらしいと思う。

# 大学生の経済生活と民主主義

永山茂樹



永山茂樹氏

## 1. はじめに

大学生の総数は、現在、258万人だ。彼ら・彼女らは、社会の重要な構成員である。そしてその経済的な能力は、市民全体がどのくらいの

政治的な能力をもつかを実質的に左右する。

たとえば市民集会に若者があまり参加しない。それを学生の心もちのせいだけにしたり（「最近の若者は」論はこの一例だ）、あるいは、誘う側のせいかとおもいこんで（「若者に来てもらえるイベント」のことをばかりに頭を悩ませるのは、この例だ）、そういう前提から問題を解こうとしても、うまくいかないだろう。いかに魅力的なイベントをひらこうと、電車賃がなかつたり、アルバイトにしばられていたら、参加はむづかしい。だから学生の経済能力の問題と関連づけなければならぬ。

本稿では、学生の経済生活をとりまく客観的データを前提にしながら、市民の政治的活性を

## 2. 学生の経済生活

### ——支出面から

学生の経済生活は、支出と収入の両面からみる必要がある。

まず支出をとりあげよう。それは学費（学校に納付する入学金や授業料など）と生活費（それ以外の衣食住、交通費、娯楽費など）からなる。大学生（昼間部。以下同）の学費は年間119万円、生活費は69万円で、総計188万円になる。6割を学費が占めている（A）。

学費については、のちの4でふたたび扱う。生活費はどうか。1月あたりの生活費は、自宅生のばあい総額6万3000円、下宿生のばあい総額12万円である。この数字は近年ほとんど変わっていない（B）。

阻害する要因をかんがえてみたい。

生活費の内訳をみると、教養娯楽費は若干増加傾向にある。書籍費は

継続して減少している。1日の読書時間分布でも、0分と答えた者の割合が増加し、2017年はついに過去最高の53%になつた。30分未満の者をあわせると、じつに63%をこえる。当然、アルバイトをしていない者より、アルバイトをしている者の読書時間が少なくなるという問題にもつながる（B）。ほんとうは大学生には、喫茶店に行つたり、友達や美術館にいったり、友達と旅行にでかけたりすることが必要だが、そういう余裕はない。

こういったことから、政治生活に必要となる情報取得の難しさも想像できる。ただし「何かを自発的に調べようとする際、どのような手段を最も頻繁に利用するか」という問い合わせをして、インターネットで調べ

ると答えた者の割合に年代差はある

りみられない(C)。情報収集をネットに頼る傾向は、決して学生だけではなく、全世代に共通した現象である。

強していない。

アルバイトにかける時間については、ばらつきがある。だが週あたり6から10時間が16%、11から15時間が19%、16から20時間が15%で、これらを合算すると全体の50%になる。学生によくあるコンビニや飲食店などのアルバイトでは、最低賃金すればそれの給与しか得られないだろう。

つぎに学生の収入の内訳を見る。収入のうち、アルバイトは18%、奨学金は20%、家庭からの給付が60%をしめる(A)。

自宅生は月に6万4000円の収入がある。内訳は、親の支援が1万4000円、奨学金が1万1000円、アルバイトが3万8000円などである。下宿生では12万1000円の収入がある。内訳は仕送りが7万3000円、奨学金が2万円、アルバイトが2万9000円などである(B)。下宿生のアルバイトの収入が自宅生に比べて少ないというのは、少し意外な結果である。

週間平均生活時間(A)によると、大学の授業以外の学習時間は、週あたり0時間が45%、1~5時間をあわせると、81%になる。予想されたことだが、授業以外ではほとんど勉



学生バイトをすり潰す企業も多い

東京の最低賃金は時給985円だから、もし4万円を得ようとする、月に40時間働かなければならない計算になる。

もちろんアルバイトによって得られるのは現金収入だけではない。ただそれを通じて、友達付き合いをすることがある。仕事の内容も、「ス

#### 4. 学費

ここで支出のうち、とくに学費のことをみておきたい。国立大学の入学金と授業料は、かつては国が一律に決めていた。だがからは、文部科学省の決めた標準額の10%を上限に(現在は20%)、各

大学で決めて良いことになった(国立大の授業料に関する文部科学省令)。しかし実際には、国立大(昼間部)の年間授業料はすべて同額(53万6000円)である。入学金額(28万2000円)である。

私立大学のばあいは、

キルアップ」につながるような将来性のあるものと、単純作業の繰り返しにすぎないものがある。学生を後者のような仕事に長時間しばりつけることは、本人にとつてもまた将来の日本社会にとつてものぞましいことではない。

つきがある。授業料は87万8000円、入学金は25万3000円、施設設備費が18万6000円となる。2でみたように、この学費は全支出の60%を占めている。しかし国立大学・私立大学とも、授業料はまったく下がっていない。これは文教政治の怠慢であり、また人権規約の精神に反する。それどころか19年度から、東京工業大・東京芸術大は、文科省の定めた標準額に上乗せして授業料を値上げする予定である。漸次無償と真逆のことだから、これは明確に人権規約違反だ。

なおO E C D諸国の年間授業料を比べると(「諸外国における大学の授業料と奨学金」調査と情報869号)、アメリカ(州立大)が88万円、イギリス(イングランド)が152万3000円、カナダが57万1000円など、英米諸国では高額の傾向がある。ただこれらの国では、給付金奨学金の支給割合が30から40%台と高い。奨学金によって学生は救われている(高授業料・高補助)。他方、ドイツで年間授業料が無料であるのを筆頭に、フランスでは2

万7000から5万6000円など、低額な国が多い（低授業料・低補助）。

## 5. 獲得金の現状

学費の高い国で教育の機会を保障するには、奨学金を充実させなければならない。

公的奨学金は学生支援機構が運営

している。大学生を対象とするそれは貸与型（将来の返済義務があるもの）に限っていた。しかし現在は、そのほかに給付型（将来の返済義務がないもの）と併用されている。

貸与型は、無利息の第一種と、有利息の第二種からなる。第一種のば

あい、貸与額は、それぞれ最高月額

で、国立の自宅通学で4万5000円、

私立の自宅通学で5万1000円、

自宅外通学で5万4000円、

自宅外通学で6万4000円である。

それぞれを12倍すると、私立大学生でも学費の相当部分を賄うことができる。学費貸与を受ける学生は、全学生の約40%である。

第二種の利率は、2つの方程式のうちからいずれかを選択する。固定利率方式のばあい、0.22から0.33%、利息見直し方式のばあいは低金利傾

向を反映して、0.01%である。たしかにこの利率の数字は高くなかったかもしれない。それでも国の行う奨学金事業で利息をとりたてることに説得力はあるだろうか。

給付型は、2017年度に創設されたものだ。初年度の採用数は1万9000人弱である。

受給のためには、家計要件（たとえば住民税非課税世帯であるなど）がある。また支給月額は、国立の自宅通学で2万円、自宅外通学で3万円、私立の自宅通学で3万円、自宅外通学で4万円である。それを12倍しても、4でしめた年間授業料にしてはとうてい届かない。

学生支援機構の奨学金には、対象者の限定、金額の不十分さなどならんでも、厳しい返済取り立てがあることは、よく知られている。

社会的事情や個人的事情が重なつて、卒業後も十分な収入を得ることができるない者もいる。そういうふた者の返済が滞つたばあいはどうなるのか。

延滞が3か月続くと、クレジットカードが利用できなくなる。4か月になると、学生支援機構は債権取り立て会社を使って、本人・連帯保証

人・保証人に、文書や電話で督促をおこなってきた。こうして学生本人のつまづきが保証人（親）や連帯保証人（親族など）に波及し、自己破産においてめられていく者がである。

民法上は、債務者と保証人がそれぞれ1名なら、保証人は、未返済額の2分の1の支払い義務を負うだけである（民法427条および456条）。これを「分別の利益」という。

しかし学生支援機構は、保証人にたいしてこの制度を伝えなかつた。そのため保証人は別別の利益のことと知らず、全額の支払いがあるものと誤解させられた。全額を支払つた保証人も多かつた。

## 6. 摺取される学生

（ながやま しげき／東海大学 法学部教授、憲法学専攻）

厳しい取り立てを続ける学生支援機構の遠藤勝裕理事長は、奨学金の返済義務を免れる者がいると、返さなくていいという「モラルハザード」が生じると述べた（朝日新聞2018年2月12日）。しかし借金を取り立てる側がいう「モラル」が、社会にとっての「モラル」と同じとは限らない。

本稿で指摘したように、学生は大

人たちから搾取されている。

第1に「学費」をとりたてる国家

と大学から。

第2に「スキルアップ」という名目で、労働力を搾取するアルバイト先から。

第3に「モラル」という名目で、かぎられた収入をとりあげる学生支援機構から。

学生の経済生活が貧困化することは、社会全体の政治力の低下の一因である。したがつて民主主義を擁護する運動は、学生の経済生活をたてなおす運動にも取り組む必要があるといえる。

## 『愛と法』

戸田ひかる監督

評者 鈴木右文

「愛と法」（二〇一八）は、男性同士で結婚式をして夫夫（ふうふ）となつた二人の大坂の弁護士の活動を追うドキュメンタリーである。

若き弁護士の二人は、マイノリティにさせられてしまつてゐる方々の弁護を積極的に行ってゐる。困難に巡り会つた子供たちのこともお金にはなりにくくが関わり、二人の家庭には居場所を失つて引き取られた子供もいて三人家族だ。二人の奮闘ぶりを見てか、次第に生活力をつけていく子供。

ろくでなし子裁判では、芸術家のわいせつ性に関して複数の罪に問われた。女性器をわいせつなものとする男の論理を破るべく弁護を。判決は一部無罪一部罰金刑。

「君が代」不起立裁判では、大阪地裁がお決まりの儀礼なんだから齊唱しろという判決。裁判闘争をした元府立高校教諭に焦点を当てる。裁判

官のあまりの非道に腹を立てる一人。無戸籍者裁判では、一人の無戸籍の方の戸籍を求めての日々を取り上げ、二人の奮闘で依頼人は戸籍を取

得できた。経緯は多様だが、無戸籍の方々は一万人以上いるとされており、旅券や免許の取得ができず、就学・就職も困難である。

自らも若い時に社会に見捨てられた思いから、困窮した方々を守るべく奔走する二人の姿が素敵。新たに子供を迎えるべく里親講習にも通う二人。

結局どれも愛があるかないかの違いとも言える。二人が、困窮者と権力者とに単純に二分するのではなく、愛のあるなしを見極めようとするかしていく姿勢が印象的。

本作は東京国際映画祭や香港映画祭で受賞している。欧米で育ち活動した監督の視線が鋭い。

（すずき ゆうぶん／九州大学  
言語文化研究院教員）

【訂正】前号P14一段目の「本所庶」は「本庶佑」、P15の中見出し「視野に入いる」は「視野に入る」の誤りでした。お詫びして訂正します。

大韓帝国の皇帝だつた高宗の国葬を機に立ち上がつた民衆は全土で10万人にのぼりました。憲兵や軍隊の弾圧で7500人の死者、1万6000人の負傷者が出ていました。その後、日本がアジア・太平洋戦争へと突入するなかで、朝鮮人も過酷な戦争協力へと駆り出されています。

▼本号のメインタイトルは「3・1朝鮮独立運動」から百年をどうみるか」としました。

今から100年以上前、1900年を前後する時代、日清・日露の両支那に勝利して朝鮮半島での排他的政権を確立した大日本帝国・天皇制政府は、10年には「韓國併合」を強行して独立主権国家だった「大韓帝國」の主権を奪い、天皇直轄の朝鮮総督府が政治・軍事・司法・経済財政・教育などすべての分野で権力を独占して過酷な軍事独裁支配をおこなう体制を築きました。

こうした父祖の世代の「負の遺産」を、引き継ぐ義務が私たちにはあります。（編集部N）

（編集部N）

反戦情報編集部（代表：永田信男）

〒753-0212 山口市下小鶴2836-9

（T／F）083-929-3674

山口連絡所

（T／F）083-902-3030

広島連絡所

（T／F）082-233-7322

福岡連絡所

090-8995-8213（永田）

郵便振替口座

01520-5-12786

加入者名 反戦情報

銀行口座

福岡銀行箱崎支店

普通預金 2012672

加入者名 永田信男

E-mail:hansen-jp@crest.ocn.ne.jp

## バックナンバー紹介

<p><b>反戦情報</b> 2019・1・15 №412</p> <p>今年こそ苦難の元凶・安倍政権に終止符を!</p> <p>主な記事      「最後の外交失算」の大法螺      韓日軍事支那の歴史をしらべる      地理学      空妙投入は取り戻しのつかない黙罪      「この野次も政治家にはよくある」      「目を合ひたくない」ネットの「デマ」      田口和也著      企画編集 2018.1.15 №412</p>	<p><b>反戦情報</b> 2018・12・15 №411</p> <p>信頼醸成が進む南北朝鮮、逆走する安倍政権</p> <p>主な記事      海上自衛隊、「立候」保有へ      息を呑もう。すみれタクトで逝つたもの!      再び北朝鮮へ文復へ      ブルガードと北洋艦上      「目を合ひたくない」ネットの「デマ」      田口和也著      企画編集 2018.12.15 №411</p>	<p><b>反戦情報</b> 2018・11・15 №410</p> <p>改めて問い合わせられる日本人の歴史認識</p> <p>主な記事      「国事の体をなしていない」のはどちら?      「政治より（改めて）経済」11・13行動      重要な問題を抱えることは、競争する立場に      今さら聞かざる野球の各種規則配分      二、日本語と日本文化の問題      安倍晋三下で米韓統合をめぐらしていること      東アジア爆発と憲法改定問題      平成の終わりと戦後の体質の評議      企画編集 2018.11.15 №410</p>
<p><b>反戦情報</b> 2018・10・15 №409</p> <p>早くも見えた安倍政権「終わりの始まり」</p> <p>主な記事      言葉でも自己立憲      「今後の努力」は新幹線建設の「裏目」      田口和也著      企画編集 2018.10.15 №409</p>	<p><b>反戦情報</b> 2018・9・15 №408</p> <p>露呈する対米従属、労働規制緩和の害悪</p> <p>主な記事      野古の海守る 知事の遺志 必ず      土砂投入阻止へ7万人      「日本の製造業 増大化」      田口和也著      企画編集 2018.9.15 №408</p>	<p><b>反戦情報</b> 2018・8・15 №407</p> <p>アジア緊張緩和の阻害物・安倍晋三政権</p> <p>主な記事      上に立つ責任の重い方      アジア北東航行の野郎、終結の可能性がある      ガラパゴス化する日本のエネルギー政策      山口県知事の構造改革論議の不完全燃焼は誰の責任?      小堀 大作      「サクムの危機」      企画編集 2018.8.15 №407</p>